

規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(知事が必要と認める図書)

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)第一条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項、第六条の二第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けている場合 当該確認済証の写し
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第三十条第二項の規定により建築基準法第六条第一項の確認の申請書を併せて提出し、同法第六条の三第四項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書の交付を受けている場合 当該通知書又はその写し
- 三 法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- 四 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下この条において「住宅品質確保法」という。)第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類
- 五 住宅品質確保法第六条第一項の設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5(法の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、同告示別表2―1の一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5)に適合していることを示すものに限る。)の交付を受けている場合 当該設計住宅性能評価書又はその写し
- 六 その他知事が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書

2 省令第七条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、建築基準法第七条第

五項、第七条の二第五項若しくは第十八条第十八項に規定する検査済証の写し又はこれらに代わる書類のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準(法第二条第三号の基準をいう。次号において同じ。)に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

二 住宅品質確保法第五条第一項の登録住宅性能評価機関が作成した建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合 当該書類

三 法第十二条第六項の適合判定通知書の交付を受けている場合 当該適合判定通知書の写し

四 省令第三条第一項の通知を受けた場合(建築物全体で認定を受けたものに限る。) 当該通知書の写し

五 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)第四十三条第一項の通知を受けた場合 当該通知書の写し

六 住宅品質確保法第六条第三項の建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級4又は等級5(法の施行の際現に存する建築物にあつては、同告示別表2―1の一次エネルギー消費量等級の等級3、等級4又は等級5)に適合していることを示すものに限る。)の交付を受けている場合 当該建設住宅性能評価書又はその写し

七 その他知事が必要と認める図書を別に指定した場合 当該指定図書(申請の取下げ)

第二条 法第二十九条第一項若しくは第三十六条第一項の規定による認定の申請又は法第三十一条第一項の規定による変更の認定の申請を取り下げようとする者は、様式第一号の申請取下書を知事に提出しなければならない。

(報告)

第三条 法第三十一条第一項の認定建築主は、次の各号に掲げる場合において、法第三十二条の規定によりエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告を求められたときは、当該各号に定める様式により報告しなければならない。

一 法第三十二条のエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る工事が完了した場合 様式第二号の工事完了報告書

二 前号に掲げる場合以外の場合 様式第三号の状況報告書

2 法第三十六条第二項の認定を受けた者は、法第三十八条第一項の規定により基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告を求められたときは、様式第三号の状況報告書により報告しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第四条 法第三十二条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめようとする法第三十一条第一項の認定建築主は、様式第四号の取りやめ申出書に省令第三条第二項の通知書(法第三十一条第一項の変更の認定を受けた者にあつては、省令第六条において準用する省令第三条第二項の通知書)を添えて知事に提出しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項第三号の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 この規則の施行の日から法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定の適用については、同条第一項第三号中「法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項の登録建築物調査機関」と、同条第二項第一号中「法第十五条第一項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項の登録建築物調査機関」とする。

様式第1号（第2条関係）

申 請 取 下 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の規定による
認定の申請を次のとおり取り下げます。

申 請 の 種 類	認定申請 ・ 変更認定申請
申 請 年 月 日	年 月 日
申請に係る建築物の位置	
取 下 げ の 理 由	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第2号（第3条関係）

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための
建築物の新築等の工事が完了したので次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
工事完了の年月日	年 月 日
工事が完了したことを確認 した建築士（工事施工者） の氏名、住所及び登録（許 可）番号	
備 考	

※ 受 付 欄		※ 決 裁 年 月 日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印
を省略することができます。

状 況 報 告 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

さきに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 条第 項の認定を受けた建築物の状況について次のとおり報告します。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
認定建築主の氏名又は名称	
報告の内容	
備考	

※ 受付欄		※ 決裁年月日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。

2 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第4号（第4条関係）

取 り や め 申 出 書

年 月 日

（宛先）

埼玉県 建築安全センター所長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を取りやめたいので次のとおり申し出ます。

認定（変更認定）番号	第 号
認定（変更認定）年月日	年 月 日
認定建築物の位置	
取りやめの理由	
備 考	

※ 受付欄		※ 決裁年月日	
年 月 日			
第 号			
担当者印		担当者印	

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
- 2 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署することにより、押印を省略することができます。